

令和2年度 明るい選挙推進啓発用 作品の審査結果発表!

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ (25) 8000

令和2年度明るい選挙推進啓発用作品を募集したところ、多数のご応募をいただきましてありがとうございました。

このたび、応募作品を高島市明るい選挙推進協議会と高島市選挙管理委員会が合同で審査した結果、次の作品が入賞されました。おめでとうございます。

ポスターの部

小学生の部

【最優秀賞】

青柳小学校3年 日下部 礼穂さん



四コマ漫画の部

【最優秀賞】

寺田 祥平さん



【優秀賞】

饗庭 美咲さん



中学生の部

【最優秀賞】

今津中学校2年 神田 心響さん



入賞おめでとう!



標語の部

【最優秀賞】

「みんなで行こう 正しい政治 明るい社会 作る為」松井 乾さん (高島)

【優秀賞】

「見極めて 託せる人物 (ひと) を」上原 秀雄さん (新旭)

☆入賞した作品は今後の選挙啓発に利用するとともに、滋賀県の審査に出品します。

☎ 消防本部予防課 ☎ (22) 5403

電気コード



- 束ねて使用しない
- 家具などの下敷きや、折れ曲がりに注意する
- プラグ、コンセントは定期的に掃除する
- タップは決められた容量内で使用する

ストーブ



- 周囲に燃えやすいものを置かない
- 外出時・就寝時は必ず消す
- 洗濯物を乾かすために使用しない
- 必ず消してから給油する

ガスコンロ



- 調理中に離れない
- 周囲に燃えやすいものを置かない
- 防災製品のエプロンやアームカバーを使用する
- 火が鍋からはみ出さないように火力調節をする

たばこ



- 寝たばこはしない
- 飲酒→喫煙 →うたたねに注意
- 吸い殻を灰皿にためない
- 火種を落とさないように決められた場所で喫煙する

☎ 防災課 ☎ (25) 8133



詳しくは防災課または、滋賀県電気工事工業組合でんき工事ホームセンター高島 ☎ 0120 (877) 136までお問い合わせください。



秋の火災予防運動 11月9日(月)～15日(日)

(2020年度全国統一防火標語)

『その火事を 防ごあなたに 金メダル』

空気が乾燥するこれからの季節は、例年、火災が多く発生しています。小さな火元が大きな火災につながります。身の回りをチェックして、火事を起こさないように心掛けましょう。



感震ブレイカー設置を補助しています!

「感震ブレイカー」とは、地震による揺れを感知した時に自動でブレイカーを落とす器具です。

ブレイカーを落とすことで地震発生直後の電気機器による火災や、停電復旧時の通電火災を防ぐことができます。

高齢や障がいなどの事情により、自らブレイカーを切り避難することが困難と思われる世帯に対して、設置費の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

【補助要件】

- 65歳以上の方だけの世帯
- 要介護認定が2以上と認定されている方がいる世帯
- 1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- A1またはA2の療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
- 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている方がいる世帯
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯

【補助額】

- 感震ブレイカーの購入および設置に伴う費用の2分の1(上限額2万円)
- ※新築する際に取り付けるものは対象外となります。

安心は冷蔵庫から！ いざというときの「命のボタン」

市では、高島市民生委員児童委員協議会連合会との協働により、地区担当の民生委員・児童委員を通して「命のボタン」を配布しています。

○命のボタンとは？

一人暮らしの高齢者や障がいのある方などが急病になった時に、救急隊員やかけつけた人に持病やかかりつけ医療機関などの情報をより早く確実に知らせるために、必要な情報を記入した紙をケースに入れ、自宅の冷蔵庫に設置するケースが「命のボタン」です。



○なぜ、冷蔵庫なの？

救急隊員やかけつけた人がすぐに本人に関する必要な情報を得るため、ボタンを探し出す必要があります。冷蔵庫は、ほとんどのお宅の台所にあるのでボタンがどこにあるかすぐに分かります。



○どんな方が対象？

- ▼70歳以上の一人暮らしの方
- ▼75歳以上のみの世帯の方
- ▼家族と同居しているが、日中は一人で家にいる70歳以上の方
- ▼障がいのある方など、民生委員・児童委員が必要と認める方

※ボタンに記入された内容は、民生委員・児童委員、市消防本部、緊急搬送先の医療機関、市役所（社会福祉課・各支所）が緊急時にのみ利用しますので、最新の情報を記入してください。

☎ 社会福祉課 (25) 8120

子育て応援アプリ 「はぐっとナビたかしま」 配信開始！

11月2日
から

市では、子どもの成長を記録でき、地域の子育て情報を簡単に手に入れられる、子育て応援アプリ「はぐっとナビたかしま（母子モ）」を11月2日（月）から配信を開始します。



▼妊娠、出産、子育てまで幅広い子育て情報をリアルタイムで掲載

妊娠中の記録や健診の結果など母子手帳と合わせて活用できます。

また、市の子育て施策のご案内や、子育て施設の情報などをリアルタイムで検索できます。

▼忘れがちな予防接種も簡単に管理

複雑な予防接種のスケジュールを誕生日と実際の接種日に応じて、自動的に表示します。

▼日々の思い出を楽しく記録

約150種類のイベントを参考にして、写真とコメント付きで記録できます。もちろん家族間で共有できますので、ぜひダウンロードをお願いします。

▼外国語でも利用可能！

英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語を含む12言語に対応しています。

他にもこれからの子育てに役立つ機能がたくさんあります。ぜひご利用ください。

アプリストアからダウンロードして、
カンタン登録



母子モ (ポシモ) で検索！

母子モ 検索



Web版はこちら

▶ URL <https://www.mchh.jp>

ダウンロードして、郵便番号を入力すると「はぐっとナビたかしま」を利用できます！

こちらの二次元コードからダウンロードできます！



☎ 子育て支援課 (25) 8136

子育て講座

思春期の子と向き合う

～カウンセリングを通して見えてきたこと～

思春期の子育ては悩みが多いものです。

子育て、孫育て中の方、子育てに関心のある方などどなたでも参加できます。

▼日時

12月5日（土）
13時30分～15時

▼場所

安曇川公民館

▼講師

教育アドバイザー
小林 清八郎氏

▼申込先

子ども家庭相談課

☎ 子ども家庭相談課 (25) 8517

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する相談件数は年々増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、児童虐待防止法の施行月である11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、「オレンジリボンキャンペーン」として、全国的に啓発活動を展開しています。

「オレンジリボンツリー」展示

オレンジリボンには「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。

11月2日（月）から、市役所新館正面玄関ロビーにオレンジリボンツリーを設置します。来庁の際には、メッセージカードを飾りつけていただき、オレンジリボンツリーの完成にぜひご協力をお願いします。



昨年の展示のようす

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

1. 基本給付(申請が必要です)

▼支給対象者

① 公的年金等を受給していない、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方。

※児童扶養手当の申請をしていれば令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

② 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

▼給付額

1世帯当たり5万円

第2子以降1人につき3万円が加算

2. 追加給付(申請が必要ですが) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少している方への給付。

▼支給対象者

令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方、または上記支給対象者①に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方。

▼給付額

1世帯当たり5万円

お早めに支給要件をご確認ください！

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。



「児童扶養手当」が受給できるようになります

《障害年金を受給しているひとり親のご家庭へ大切なお知らせ》
障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合は、児童扶養手当が受給できません。

しかし「児童扶養手当法」の一部改正により、令和3年3月分から児童扶養手当の支給額と障害年金の子の加算分の額との差額を児童扶養手当として受給することができます。

▼受給するための手続き

既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則申請は不要です。それ以外の方は、児童扶養手当を受給するための申請が必要です。



▼支給開始月

通常、手当は申請の翌月から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

問 子ども家庭相談課 ☎(25) 8517

介護の現場でがんばる皆さんを応援します！

問長寿介護課 ☎(25) 8029

市内の事業所で介護職員として勤務される方や、介護職員として外国人を雇用する事業所を支援するため、市ではさまざまな助成事業を用意しています！



▼助成内容

- ①「子育て応援助成事業」
学童保育基本料の2分の1、月額上限6千円を助成
- ②「家賃助成事業」
市外からの移住限定で、月額上限2万円を最長2年間助成
- ③「介護職員初任者研修受講助成事業」
研修受講後、6か月以内に初めて事業所に就労した場合の受講料3分の2、上限4万3千円を助成
- ④「奨学金返還助成事業」
毎月の返済額の2分の1、年額6万円を最長2年間助成
- ⑤「外国人介護職員就労助成事業」
雇用にかかる研修受講費や翻訳機の購入費等を1人につき10万円助成

▼対象者

令和2年9月30日または令和3年3月31日時点において、市内の介護サービス事業所等で正規雇用職員として3か月以上勤務する介護職員等の方

▼助成対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※申請方法や詳しい助成内容は、市のホームページをご覧ください。

福祉の職場説明会

日時 11月25日(※) 興味のある方、求職中の方などお誘い合わせの上、ご参加ください。
13時～16時
場所 安曇川公民館

訪問看護サービスって、なに？

病状にあわせた安全なリハビリテーションを行います

訪問看護ステーションは、病気や障がいのある方の在宅療養生活を支援します。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。

また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

問高島市訪問看護ステーション ☎(36) 8111



たとえば、病気や老化により食べ物の飲み込みが悪くなり、食事が苦痛になってきたとき...



たかまLIFE!!

岡市民協働課 ☎ (25) 8526

わたし流、
Xmasの暮らし。
「地域の魅力にひかれ、高島へ」

森川 太陽さん



地域の方と打ち合わせ

たかしまへ移住（I・J・Uターン）された方に、インタビュー！

私は福井県の若狭町出身で隣接する高島市のことは知っていましたが、大阪や京都に電車で行く際などに駅を利用する程度でした。

そんな中、大学時代に所属していたゼミが約10年前から高島市で農業体験や地域交流などの合宿を行ってきたという経緯から、大学のゼミ活動として高島市を訪れました。

ゼミ活動で参加した地域のイベント企画では、初めて訪れるよそ者の私たちを温かく迎えてくださり、地域の方と深く関わることができました。

このような経験もあり、私は今年から高島市役所で働いています。最近では市内のアパートを借りて1人暮らしも始めました。

豊かな自然や琵琶湖に囲まれ、のんびりとした生活を送り、地域での交流を楽しみたいです。

最終
審査学生による空き家 Life Design コンペ
最終審査会を開催します

ライブ デザイン

30団体が
エントリー！

市内に残るかつての街道、湖上の要所として栄えた町なみに存在する空き家を元に、学生ならではの視点や自由な発想を生かしたりフォームデザインを通して、市での新しい住まい方を提案してもらう、このコンペの最終審査会を開催しますので、多くの皆さんの参加をお待ちしています。

※参加を希望される方は、事前に連絡をお願いします。

日時 | 11月15日(日)
13時30分～16時30分(予定)

場所 | 今津東コミュニティセンター



地域の方の話を熱心に聞く学生たち

【事業主の皆さんにお知らせです】
個人住民税は「特別徴収」で納めましょう

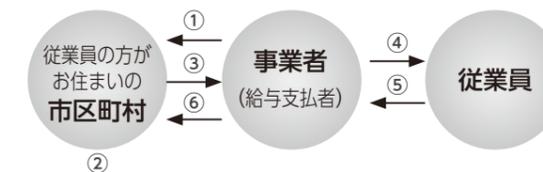
岡高島市税務課 ☎ (25) 8116 滋賀県総務部税政課 ☎ 077 (528) 3213

【特別徴収とは】

- ▼事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（引き去り）し、納入する制度です。
- ▼地方税法および各市区町村の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することになっています。

【特別徴収のしくみ】

- ▼毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収（引き去り）し、翌月10日までに各従業員の住所地の市区町村へ、市区町村ごとの合算額を納入していただきます。
- ▼従業員が常時10人未満の事業者は、申請により通常12回の納期を2回にすることができます。



- ①給与支払報告書の提出（1月31日まで）
- ②税額の計算
- ③・④特別徴収税額の通知（5月31日まで）
- ⑤給与支払時に税額を徴収（毎月の給与支払日）
- ⑥税額の納入（翌月10日まで）

【特別徴収のメリット】

- ▼市区町村が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

【特別徴収の手続きは】

- ▼毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)の右上の特別徴収義務者指定番号(給与支払者番号)の欄に朱書きで『特別徴収へ切替え』と記載の上、各市区町村に提出してください。

【今津税務署からのお知らせです】

○税務署へ来署される皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、税務署では、咳・発熱等の症状がある方や体調が優れない方の税務署への来署をご遠慮いただいています。

また、税務署に来署される際は、マスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）など、感染予防へのご協力をお願いします。

（なお、本年度の年末調整説明会等の各種説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を見合わせるようになりました。）

国税に対する一般的な相談は、電話相談センターをご活用いただきますよう併せてお願いします。

☎電話相談センター（今津税務署）
☎ (22) 2561（自動音声案内に従って「1」を選択してください。）

ご協力をお願いします！

